



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

富山県人事委員会

令和4年10月11日

富山県議会議長 渡 辺 守 人 殿

富 山 県 知 事 新 田 八 朗 殿

富山県人事委員会委員長 久 保 精一郎

富山県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、県職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

別紙第 1

報 告

1 はじめに

わが国は、少子高齢化や人口減少が進行するなかで、経済再生や地方創生、働き方改革の推進、新型コロナウイルス感染症対策など、様々な課題への対応が求められており、行政の果たすべき役割と責任は、ますます増大している。

そのなかで、県としても、公正に公務を遂行するとともに、県民の期待に応え、効果的かつ効率的な行政運営を行っていくことが求められている。

また、職員一人一人にあっては、県民の奉仕者であることを自覚し、公務員として高い倫理観・使命感と幅広い視野を持ち、県民から信頼され、その期待に応えられるよう全力で職務に精励することが肝要である。

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として設けられており、均衡の原則など地方公務員法に定める給与決定の原則により、県民の理解と納得が得られ、県民から支持される適正な職員給与を決定する上での基盤となるものである。加えて、真摯に職務に精励している職員の給与の安定や職員一人一人がその能力を十分に発揮し誇りをもって職務に邁進できる職場環境の実現に資するなど、能率的な行政運営を維持する上での基盤ともなるものである。

本委員会は、以上のような基本認識のもと、富山県職員の給与等の実態を把握するとともに、民間事業所における従業員の給与実態等の諸情勢について調査を行ったところ、その結果は次のとおりである。

2 県職員の給与の状況（第 1 表及び参考資料）

本委員会は、「富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）」の適用を受ける職員（単純労務職員、企業職員及び臨時・非常勤職員等は含まれない。）の給与等の実態を把握するため、「令和 4 年富山県職員給与実態調査」を実施した。

民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（3,330人、平均年齢42.7歳）の平均給与月額額は350,986円となっており、昨年4月と比較して若年層の人数が増加したこと等により1,971円減少している。なお、県職員全体（13,861人、同41.6歳）の平均給与月額は、371,166円となっている。

（注）平均給与月額とは、給料、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当等（所定外給与である時間外勤

務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。)の全ての給与の平均月額をいう。

第1表 県職員の平均給与月額

(単位:人、歳、円)

項目	職員数	平均年齢	給料	扶養手当	地域手当	その他	計
県職員全体	13,861	41.6	342,910	7,285	6,576	14,395	371,166
うち行政職	3,330	42.7	321,728	7,430	7,297	14,531	350,986

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額が含まれている。

2 その他には、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額のみ)、寒冷地手当(本年度11月から3月までに支給される見込額の12分の1の額)、特勤手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)が含まれている。

3 県職員全体には、単純労務職員、企業職員及び臨時・非常勤の職員等は含まれていない。

3 民間給与の状況

(1) 調査の概要 (参考資料)

本委員会は、県職員の給与と民間給与との比較を行うため、人事院等と共同で県内における企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である612の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した190の事業所を対象に、「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務に類似すると認められる54職種に従事する者について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、91.1%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(2) 調査の実施結果等

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

ア 初任給の状況（参考資料）

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で59.1%（昨年53.4%）、高校卒で34.5%（同34.3%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で52.8%（同35.7%）、高校卒で47.9%（同35.1%）、据え置いた事業所の割合は大学卒で46.5%（同63.4%）、高校卒で52.1%（同63.5%）となっている。

イ 給与改定の状況（第2表及び第3表）

第2表に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は31.6%（昨年28.7%）となっており、昨年に比べて増加している。他方、ベースダウンを実施した事業所はなかった（昨年0.6%）。

また、第3表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は91.6%となっており、昨年（81.5%）に比べて増加している。

昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は32.7%（昨年22.0%）、減額となっている事業所の割合は4.4%（昨年6.5%）となっている。

このように、初任給の引上げやベースアップを実施した事業所の割合は昨年に比べて増加しており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きも見られる。

第2表 民間における給与改定の状況

（単位：%）

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係員	31.6	4.9	0.0	63.4
課長級	25.5	5.9	0.0	68.6

（注） ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし		
係 員	91.6	91.6	32.7	4.4	54.5	0.0	8.4
課長級	85.8	85.8	29.0	4.3	52.5	0.0	14.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 本年の県職員給与と民間給与との比較

本年の公務と民間の給与（公民給与）の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給 （第4表）

本委員会は、県職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、県にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の常勤の従業員について、職務の種類別に、責任の度合、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む給与額の比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、第4表に示すとおり、本年4月時点で、県職員給与が民間給与を1人当たり平均0.26%（933円）下回っていることが明らかとなった。

第4表 県職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
361,428 円	360,495 円	933 円 (0.26%)

(注) 民間、県職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給 (第5表)

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、第5表に示すとおり、給与月額4.41月に相当しており、県職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給を0.11月分下回っていた。

第5表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員
特別給の支給割合	下 半 期	2.12月分
	上 半 期	2.29月分
	計	4.41月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

5 経済・雇用指標等

(1) 民間賃金指標等の動向 (参考資料)

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省、事業所規模30人以上)によれば、本年4月の「きまって支給する給与」は、昨年4月に比べ、全国では2.5%増加、富山県では3.5%増加となっている。

(2) 物価・生計費 (参考資料)

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国では2.5%上昇、富山市では2.8%上昇している。

また、家計調査(総務省)を基礎に算定した本年4月における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、全国では、それぞれ178,930円、196,090円及び213,240円、富山市では、それぞれ187,566円、200,450円及び213,316円となっている。

(3) 雇用情勢 (参考資料)

本年4月の全国の完全失業率(総務省)は、昨年4月から0.3ポイント低下して2.5%(季節調整値)となっている。

また、本年4月の有効求人倍率(厚生労働省)は、昨年4月から、全国では0.14ポイント上昇して1.23倍(季節調整値)、富山県では0.21ポイント上昇して1.55倍(同)となっている。

6 本年の給与の改定

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

前記4(1)のとおり、本年4月時点で、県職員の給与が民間給与を0.26%(933円)下回っていることが明らかになった。

本委員会としては、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、民間給与の実態、国家公務員の給与制度及び本年の人事院勧告等の諸情勢を総合的に勘案した結果、県職員の月例給について、公民給与の較差(0.26%)を解消するため、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当であると判断した。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて県職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

イ 特別給

期末手当・勤勉手当については、前記4(2)のとおり県職員の年間支給月数が、民間の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。このため、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げることが適当であると判断した。

(2) 改定すべき事項

ア 給料表

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、初任給及び30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定を行うこととした人事院勧告の俸給表に準じて、平均0.3%引き上げることとする。

行政職給料表以外の給料表についても、人事院勧告に準じて、行政職給料表との均衡を考慮して、引上げ改定を行う。

イ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とする。支給月数の引上げ分は、人事院勧告に準じて、勤勉手当に配分し、本年度については12月期の勤勉手当を引き上げ、令和5年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

会計年度任用職員の給料（報酬）等については、基本として任期の定めのない常勤の職員に係る給料等の取扱いを踏まえて改定し、実情に応じて適切にその実施時期等を判断するとともに、国や他の都道府県の動向等にも留意する必要がある。

7 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に関する検討

公務においては、来年度から定年が段階的に引き上げられる。60歳を超えた職員については、当分の間の措置として、給与水準が7割に設定されているが、60歳前後で連続的な給与水準となるよう、定年の段階的引上げが完成するまでに、所要の措置を順次講ずることとされている。

国においては、社会や公務の変化に適応した人事管理が求められる中で、給与制度についても、人材獲得競争が厳しい技術系人材等をはじめとした職員の確保、デジタル化の急進、働き方に関する価値観やライフスタイルの多様化などの課題に対応できるようにアップデートを図る必要があるとしている。

そして、①初任給や若年層職員の給与水準を始めとして、人材確保や公務組織の活力向上の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準、②65歳までの定年引上げを見据えた、60歳前の各職員層及び60歳を超える職員の給与水準（給与カーブ）、③令和6年に見直すこととされている地域手当を始め、基本給を補完する諸手当に関する社会や公務の変化に応じた見直しなどの具体的な取組事項を挙げている。

さらには、令和5年夏に具体的な措置についての骨格案を示すことができるように検討を進め、令和6年に、地域手当を見直すことも踏まえ、同手当以外の事項も含め、その時点において必要な給与制度上の措置の成案を示し、施策を講ずることを目指すとしている。

これらは、地方公務員の給与制度にも大きな影響があることから、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に関する検討について十分注視していく必要がある。

8 人材の確保・育成

(1) 有為で多様な人材の確保

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ビヨンドコロナを見据え、感染症対策と社会経済活動との両立に向け、地方創生やデジタル化の推進など複雑・高度化する行政課題や、多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、次のような力を持った有為で多様な人材が不可欠である。

- ①時代の変化に柔軟に対応し、斬新な発想ができること。
- ②チャレンジ精神や自発的向上心を持ち、困難な課題にも主体的に取り組めること。
- ③社会性に富み、周囲と協力しながら目標を達成できること。

本委員会においては、これらの人材の確保に向け、これまでも、職員採用上級試験の受験上限年齢の引上げのほか、民間の活力や幅広い社会経験を積極的に公務に取り入れるため、U I J ターン希望者等や、国の政策に呼応した就職氷河期世代の人材の採用を開始し、対象職種の拡充を行ってきた。

さらに今年度は、デジタル化の推進に向けて上級試験に「総合行政（デジタル）」区分を新設したほか、就職氷河期世代を対象とした採用試験においても職種をさらに拡大した。また、U I J ターン希望者等向けの採用試験の実施時期を前倒ししたほか、受験申込みに際してはオンライン申請に限定（※初級（障害者対応）は紙と併用可。）するなど、受験者に寄り添った受験しやすい環境整備に努めたところである。

一方で、県職員の人材確保は、特に技術系の職種を中心に年々厳しさを増しており、今年度の県職員採用上級試験の申込者数は、若年人口の減少、新型コロナで疲弊していた経済からの復興に伴う民間企業の採用意欲の回復などを背景に、記録の残る限りで過去最低となった。

本委員会が実施した学生からの意見聴取や民間調査機関の各種調査によると、学生が民間企業の内々定を得る時期は年々早期化しており、民間企業等との人材獲得の厳しい競争の下、県政を担う優秀な人材を確保することは最重要課題の一つである。

本委員会としては、有為で多様な人材を確保するためには、U I J ターン希望者等向けや就職氷河期世代を対象とした採用試験を引き続き実施するとともに、年々進む民間企業の採用活動の早期化など、最近の社会情勢に対応した採用試験制度となるよう見直しを進めることが急務と認識している。このため、任命権者と連携しながら、時代に対応した職員採用のあり方について令和4年度内に方針を決定し、申込者数の回復につながる具体的な方策に着実に取り組むこととする。

また、人材確保対策事業については、SNSや動画など若者に訴求力のある様々な手法を研究・活用しながら、各受験者層に応じた的確な情報提供や県職員の仕事の魅力をアピールできる機会の充実を図る。説明会やイベントの開催にあたっては、対面式とオンラインの両面の良い所を取り入れた上で、就職活動の早期化に対応した開催時期の設定や、参加者のニーズに応じたテーマの選定、技術系職種における現場見学会の拡充など、参加者の満足度や県職員への志望度を高められるよう、任命権者と連携し、きめ細かく内容を充実・強化することとしていく。

このほか、国や民間企業との人事交流については、今年度は新たにデジタル庁や地方創生に資する機関に職員を派遣することで、人材の育成・確保に努めているところであるが、このような人事交流は、多様な経験を有し、意欲・能力の高い人材を確保できる有用な方策であることから、引き続き活用を図り、多様な人材確保に努めていく必要がある。

障害者を対象とした採用試験については、障害者雇用促進法等の趣旨を踏まえ、引き続き、合理的配慮に留意しつつ、障害者の採用に努めていく必要がある。

会計年度任用職員制度については、今後とも、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適切に制度を運用していく必要がある。

また、定年の引上げに関し、9月議会において条例改正が行われたところであるが、各任命権者にあっては、定年の段階的引上げ期間中においても、業務量の推移や年齢構成の平準化を勘案しつつ、必要な新規採用を継続するための措置を講ずる必要がある。

(2) 女性職員の採用・登用の拡大

女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備について、適切に対応していく必要がある。

本県では、令和3年3月に新たな特定事業主行動計画を策定し、女性職員の採用割合を知事部局では毎年度40%以上、教育委員会では毎年度50%程度に、令和7年4月までに管理職の女性割合を25%以上に、課長補佐級・係長級の職にある女性職員の割合を30%以上にすることを目標として設定されている。また本年3月には、県民のWell-beingや男女共同参画を実現するため、県と県内企業がともに取り組む「富山県女性活躍推進戦略」を策定されたところである。

そのような中、今年度の県職員採用上級試験では、最終合格者の女性比率が50.5%と初めて50%を超え、総合行政では令和3年度に続き50%台を維持するなど、職員採用における本県の女性比率は、国に比べて高い水準にあるが、引き続き、本県においてより多くの有為な女性の採用が図られるよう、募集活動を積極的に展開する。

また、女性職員の管理職への登用や職域の拡大については、個々が持つ能力や特性を十分に引き出し、発揮できるよう、まず性別や家庭の事情などに係る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向け職員一人一人、そして職場全体の意識改革を浸透させた上で、女性職員向けのスキルアップや意識啓発を行う研修を実施することにより、富山県男女共同参画推進条例の基本理念として掲げられている「政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画」や前述の戦略の実現を一層推進していく必要がある。

（３）時代の要請に応じた職員の育成

時代の要請に対応しつつ、県民の期待に応える質の高い行政を行うためには、職員一人一人が資質・能力を十分に発揮し、組織全体の力を高めていくことが必要である。

本県においては、各役職段階に応じた計画的な研修のほか、業務の効率化に向けた職員の意識改革や管理職のマネジメント能力の向上、女性職員活躍に向けた取組と働きやすい環境づくりなどの研修を実施している。また、今日的な行政課題に対応できる質の高い職員を育成するため、特定の役職段階の職員に対し、DXをはじめ、今年度は新たに、官民や県と市町村の職員がワンチームとなり連携して解決を目指す地域課題への対応や、LGBTQ（性的マイノリティ）など行政が率先して取り組むべき施策についての研修を実施している。

今後とも、時代に対応した人材が育成されるよう、より効果的な研修を実施すべく新たな研修技法の開発や研修内容・体系の充実を図っていく必要がある。特にDXの推進に向けては、外部人材を活用するだけでなく、全ての職員が自発的にDXを推進することができるよう、体系的に人材育成を行うことが重要である。

さらに、職員が幅広い業務を経験し、良好なキャリア形成を目指すため、各任命権者間や本庁と出先機関、他の都道府県との人事交流や、国・民間企業等への職員派遣を、引き続き推進していくことが求められる。

（４）人事評価制度の着実な推進

社会経済情勢等の変化に的確に対応し、県民に、質の高い行政サービスを提供するため、目標によるマネジメント手法を取り入れることにより、効果的・効率的な仕事の進め方の定着や職員の能力開発（人材育成）を図るとともに、能力・業績に基づいた公正な処遇の実現により、職員の職務遂行意欲を高めることが必要である。

地方公務員法では、人事評価を能力評価と業績評価の両面から行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされている。

本県における人事評価制度については、知事部局では、職務の目標達成度等を基本とした業績評価制度を実施し、その評価結果を昇給及び勤勉手当に反映するとともに、能力評価も実施しているところである。また、教育委員会では、「目標達成度による教員評価」を実施している。

なお、この人事評価制度の適切な運用のためには、評価者と被評価者のそれぞれが組織目標をしっかりと理解したうえで、管理職員においては、面談にあたり、業務の進捗状況の把握にとどまらず、効果的・効率的な業務の進め方や今後のキャリア形成に資する助言・指導を行うことが重要である。

また、任命権者においては、これらの評価制度について、公正性・透明性・納得性を確保した上で、常に、課題がないか検証しながら、着実な推進に取り組む必要がある。

9 勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の改善等

長時間勤務の改善は、職員の健康保持、勤労意欲・活力の維持、業務の質や生産性の向上、有為で多様な人材の確保に加え職員の Well-being の実現といった観点から、非常に重要な課題である。

令和元年度からは、人事委員会規則等において、時間外勤務の上限時間については月 45 時間、年 360 時間等としており、また、上限規制の適用を除外して時間外勤務を命じた場合には、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析等を行うこととしている。

知事部局では、これまでも上司の事前命令を原則とした時間外勤務申請制度の導入、オフィスサポートスタッフの配置などに取り組んできたところである。こうした取組の成果もあり、一人当たり時間外勤務時間数は、平成 30 年度以降減少傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症対策など緊急な対応が必要な業務が生じたことなどにより、令和 3 年度は増加し、一部職員については依然として長時間勤務を行っている実態が見受けられる。

また、教育委員会では、教育委員会規則において、時間外勤務時間（教員の正規の勤務時間を除いた在校等時間）の上限時間を月 45 時間、年 360 時間と定め、その範囲内となるよう業務量の適切な管理を行うこととされている。このため、毎年「とやま学校働き方改革推進プラン」をまとめ、教職員の働き方改革への取組を進めるとともに、「とやま学校多忙化解消推進委員会」においてその効果を検証し、必要な取組について議論している。

令和 3 年度の教員の時間外勤務時間数は、コロナ禍での休校や行事の中止等の影響のなかった令和元年度と比べて減少傾向にあるものの、未だ長時間勤務が常態化している教員も見受けられる。

長時間勤務の縮減には、①勤務時間の適正な把握、②任命権者、管理監督者、職員の意識改革、③業務改革等の徹底が重要であり、引き続き取組を進めながら、課題の把握に努めるとともに改善策を実施していくことが必要である。

各任命権者においては、各規則に定めるところにより時間外勤務が発生する要因を整理・分析し、業務の効率化や業務量の平準化等の取組を進めていくことを強く求める。

本委員会では、労働基準監督機関として、試験研究機関や県立学校等に訪問調査を行うなど、時間外勤務の上限時間等の制度周知や労働安全衛生等についての必要な助言、指導を行っている。

また、国が本年4月に設置した勤務時間調査・指導室の取組なども参考とし、引き続き、各任命権者の上限時間等の制度の運用状況や長時間勤務の縮減に向けた取組を注視し、併せて制度周知や必要な助言、指導を実施していく。

ア 勤務時間の適正な把握

勤務時間の管理は、業務の見直しや長時間勤務の改善を進めていくための基礎として必要不可欠であるとともに、労働法制上求められる使用者としての安全配慮に関する責務である。

各任命権者においては、パソコンの使用時間による勤務時間の把握を実施している。勤務時間を適正な手段により把握することは、職員の業務の平準化や法律に基づく医師等による面談を適切に実施することの前提となるとともに、職員自らが働き方を省みる契機となる。

引き続き、勤務時間の適正な把握に努めていくとともに、時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方の実現に向けた、デジタルツール等の活用による勤務時間の管理を検討していく必要がある。

イ 任命権者、管理監督者、職員の意識改革

各任命権者においては、長時間労働の是正のため、管理監督者のマネジメントの強化を図ることが必要である。

また、各管理監督者は、自らが①時間外勤務の事前命令を徹底するとともに、不要不急の時間外勤務を命じないこと、②職員一人一人の能力、適性、状況や業務への希望などを把握し、人員や業務を適切に割り振るよう努めること、③率先してワーク・ライフ・バランスの実践に努めることなどが重要である。

さらに、職員一人一人も、長時間勤務を改善し、ワーク・ライフ・バランスのとれた

勤務スタイルを実現することが仕事と生活の質の向上につながるとの意識を強く持ちつつ、計画的・効率的な事務処理を進めていくことが重要であり、各任命権者は、職員に対し積極的な意識啓発に努める必要がある。

特に、教育委員会においては、学校では、勤務時間以外の時間帯にやむを得ず業務を命ずる場合には、勤務時間の割振り変更を適切に行い、減じられた勤務時間を遵守させることが必要である。加えて、児童・生徒の学習指導や部活動指導のあり方なども含めこれまでの教員の働き方を見直し、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることは、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して、効果的な教育活動を行うことができるようになるという働き方改革の目指す理念を任命権者、管理監督者、教職員が共有しながら取組を進めることが重要である。

ウ 業務改革等の徹底と業務量に応じた必要な人員の確保

長時間勤務の改善は、組織運営の課題であり、組織全体として業務改革に積極的に取り組む必要がある。

知事部局では、昨年度、「DX・働き方改革推進本部」が発足し、行政及び産業・地域社会におけるDXと働き方改革を推進している。業務改革の一環として、テクノロジーを活用した働き方改革を推進する働き方改革ラボの取組や、ビジネスチャット、AI、RPAなど新たなツールを活用した効果的、効率的な業務の好事例を横展開していくことが重要である。

また、教育委員会においては、今年度、働き方改革推進校の指定や校務支援システムの導入、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員などの地域・専門人材の積極的な活用、学校行事等の精選や内容の見直しなどを進めてきている。また、部活動の地域移行について、検討を進めているところであり、教育上の必要性や効果を踏まえ、各学校の実態に応じた業務見直しを更に進めることが必要である。

今後とも、組織全体として業務の見直し・削減・合理化や外部委託を一層進めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策など緊急な対応が必要な業務については、引き続き臨機応変な人員配置、任期付職員、会計年度任用職員の活用など柔軟な人員配置、BCP（業務継続計画）の徹底などにより、職員の負担を軽減することが重要である。

各任命権者においては、こうした取組と併せ、業務の見直し等を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない職場については、業務量に応じた必要な人員を確保することを求める。

これら3点とともに、各任命権者においては、引き続き年次休暇の計画的な取得促進などに努め、職員のWell-beingの実現の観点から、今後とも長時間勤務の縮減に向けて、好事例を横展開するなど、実効性のある取組を進めていく必要がある。

(2) 柔軟で多様な働き方の実現に向けて

知事部局等では、これまでも、夏の朝型勤務制度の実施や、サテライトオフィスの設置、時間外業務対応のための遅出等勤務制度の実施などに取り組んできた。また、テレワーク試行については、これまでも対象職員の拡大やテレワーク端末の増強などを図ってきたところであり、今年度からは、原則として全ての職員を対象に実施している。

新型コロナウイルス感染症対応を契機として、社会全体でテレワークによる働き方が広がってきており、試行の実施状況を踏まえながら、柔軟で多様な働き方の実現に向けた取組を加速させていくことが必要である。

また、国においては、「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化について、令和5年4月から実施されるよう、人事院規則等の改正など必要な措置を速やかに講ずることとされた。また、今後、研究会の検討結果を基にテレワークや勤務間インターバル確保の方策等について必要な措置が講じられることが想定される。

本県では、知事部局において、令和2年度から試験研究職場においてフレックスタイム試行制度を導入しているが、試行の実施状況や業務の実情を踏まえながら、テレワークの推進とあいまった柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等について検討を行う必要がある。

(3) 仕事と生活の両立支援の推進

職員が育児・介護等を行いながら安心して働き続けることができるよう、本県では、特定事業主行動計画に基づき、家族看護休暇や育児休業制度等の充実、男性職員の育児参加休暇の拡充、育児や介護を行う必要がある職員を対象とした早出遅出勤務の導入やテレワークの試行実施など、多様な働き方の支援に積極的に取り組んでいる。

令和3年度における男性職員の育児休業取得率は、知事部局では41.7%と着実に増加しているが、教育委員会では10.1%と一定の向上はみられるものの依然として低水準に留まっている。

国家公務員の育児休業については、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるため、国家公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本年10月1日から施行された。地方公務員の育児休業等についても、国家公務員に係る改正等と同様の措置

を行うため、「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、これを踏まえた、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例が改正され、本年10月1日から施行された。

また、本県においても、国の非常勤職員の措置に合わせて、会計年度任用職員の産前産後休暇を有給にするとともに、妊娠・育児に関する有給休暇を新設すべく会計年度任用職員の勤務時間等の規則を改正した。

これら妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援制度が職員に広く活用されるよう、制度を利用しやすい勤務環境を整備することが必要である。また、今後、定年が引き上げられることを踏まえると、介護や職務に必要な学び直しなど職員の仕事と生活の両立支援制度についても利用しやすい勤務環境づくりが必要である。

10 心身の健康づくりの充実等

(1) メンタルヘルス対策等

職員の個々のWell-beingを実現することは、公務組織を能率的で活力のあるものにするためにも重要であり、各自の健康増進がその土台となる。

本県における心身両面での職員の健康づくりについては、定期健康診断をはじめ各種健康診断やメンタルヘルス相談、ストレスチェック制度の実施など様々な取組が行われている。

知事部局等においては、月100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える時間外勤務を行った職員全員を対象に医師等による面接が行われているが、今後も、確実に医師の面接指導を受診させるなど、適切な対応に努める必要がある。

メンタルヘルスについては、その健康が害された場合、より長期間の療養を必要とし、職員本人・家族はもとより公務の運営にも影響を及ぼすことから、その対策には、予防、早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。

具体的には、ストレスチェック制度を活用し、まずは職員一人一人が、自身の心身の状態を定期的に把握し、これに対応することが重要である。また、管理監督者が、職員に対して目配りすること、気軽に職員が相談できる環境づくりに努めること、困難な業務については組織全体で対応すること、効果的な研修機会に配慮することなどにより、早期に適切な対応をとることが重要である。

特に、新型コロナウイルス感染症対策など緊急な対応が必要な業務や特定の期間においてその性質、内容などにより長時間にわたり当該業務に従事する職員については、任命権者が管理監督者も含めて、退勤から出勤までの間に一定の休息時間を確保すること等によ

り心身両面の健康が保持されるよう、十分配慮することが必要である。今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視しつつ、各任命権者と連携し、職員が安心して勤務できる環境づくりに必要な指導・助言を行っていく。

病気休職者等に対する「試し出勤」については、円滑な職場復帰や病気の再発防止につながっている好事例もあり、各任命者においては、「試し出勤」などにより復職者の支援に努める必要がある。

さらに、今後、高齢層職員や女性職員の割合が増加することも念頭に置きつつ、職員の健康管理施策を一層推進する必要がある。

(2) ハラスメント防止対策

上司や同僚からのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどは、職員の人格・尊厳を侵害し、メンタルヘルス不調の原因となり得ることに加え、職場環境への影響も大きいことから、多様化するハラスメントの防止は重要な課題である。各任命権者においては、防止マニュアルの周知・活用や相談窓口の設置などの取組が進められている。

今後とも、関連する法律の趣旨を踏まえ、職員一人一人がハラスメントに対する関心と理解を深め、自らの言動に必要な注意を払うよう意識啓発などの防止対策を積極的に推進するとともに、相談体制の充実や周知など、相談しやすい環境づくりに取り組むことが必要である。本委員会においても、地方公務員法に基づき設置している苦情相談窓口の活用について周知しているところであり、引き続き、ハラスメント対策を進めていく。

11 おわりに

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものである。これは長年の経緯を経て県民の理解を得た給与決定方式として定着している。

また、こうした仕組みを通じて、職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、給与勧告・報告制度が果たしている役割に理解をいただき、この勧告に基づいて適切に対応されるよう要請するものである。

別紙第2

勸告

本委員会は、次の事項を実現するため、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）、富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）を改正することを勧告する。

1 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当について

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和4年12月期

(ア) (イ) 以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.25月分（再任用職員にあっては、0.6月分）とすること。

イ 令和5年6月期以降

(ア) (イ) 以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ

1.2月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.575月分）とすること。

2 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和4年12月期

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和4年12月期

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)の
ア、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和4年12月期から、1の

(2) のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	

	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
再任用職員以外の職員	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				

85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	

49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500		
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800		
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000		
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200		
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500		
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200		
94	300,600	324,200	350,600	384,200				
95	301,700	325,600	352,100	384,800				
96	303,000	326,900	353,600	385,300				
97	304,100	328,100	354,900	385,700				
98	305,300	329,400	356,100	386,100				
99	306,500	330,700	357,200	386,700				
100	307,700	332,000	358,400	387,200				

再任職員以外の職員

101	308,900	333,400	359,500	387,600					
102	309,900	334,300	360,600	388,100					
103	311,000	335,400	361,700	388,700					
104	312,000	336,600	362,900	389,200					
105	312,800	337,700	364,100	389,500					
106	313,400	338,800	364,600	389,900					
107	314,000	339,800	365,200	390,400					
108	314,700	340,900	365,800	390,700					
109	315,200	342,100	366,400	391,000					
110	315,700	343,100	366,900	391,500					
111	316,200	344,100	367,400	392,000					
112	316,800	345,000	367,900	392,500					
113	317,600	345,900	368,300	392,800					
114	318,300	346,800	368,700	393,300					
115	319,000	347,800	369,300	393,800					
116	319,700	348,800	369,800	394,300					
117	320,300	349,800	370,200	394,600					
118	321,100	350,300	370,700	395,100					
119	321,800	350,900	371,300	395,600					
120	322,600	351,500	371,800	396,100					
121	323,200	351,800	372,000	396,500					
122	323,500	352,200	372,500	397,000					
123	324,000	352,700	373,000	397,400					
124	324,500	353,100	373,400	397,900					
125	324,800	353,500	373,900	398,300					
126		353,900	374,400						
127		354,400	374,900						
128		354,800	375,400						
129		355,200	375,700						
130		355,600	376,200						
131		356,000	376,700						
132		356,400	377,200						
133		356,600	377,500						
134		357,100	378,000						
135		357,500	378,400						
136		357,800	378,800						
137		358,100	379,100						
138		358,500	379,600						
139		359,000	380,100						
140		359,500	380,600						
141		359,800	380,900						
142		360,300							
143		360,800							
144		361,300							
145		361,600							
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	164,400	207,400	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	400,300	
	39	233,300	287,400	401,700	
	40	235,100	289,200	403,100	
	41	236,800	290,600	404,800	
	42	238,500	292,700	406,200	
	43	240,100	294,700	407,500	
	44	241,700	296,900	409,000	
	45	242,900	298,900	410,600	
	46	244,200	301,300	411,900	
	47	245,500	303,500	413,400	
	48	246,600	306,100	415,000	

	49	247,900	308,300	416,700
	50	249,300	310,700	418,100
	51	250,500	313,000	419,700
	52	251,900	315,200	421,200
	53	253,000	317,300	422,900
	54	254,200	319,100	424,400
	55	255,500	320,700	426,000
	56	256,500	322,300	427,600
	57	257,800	324,200	429,100
	58	258,500	326,300	430,600
	59	259,600	328,400	431,800
	60	260,600	330,400	433,000
	61	261,700	332,500	434,200
	62	262,600	334,600	435,500
	63	263,700	336,800	436,800
	64	264,500	339,000	438,000
	65	265,800	340,700	439,200
	66	267,200	342,900	440,400
	67	268,600	344,900	441,600
	68	270,200	347,100	442,800
	69	271,500	348,900	444,000
	70	272,800	350,800	445,200
	71	274,100	352,800	446,400
	72	275,400	354,800	447,600
	73	276,400	356,400	448,700
	74	277,600	358,300	449,300
	75	278,900	360,100	449,800
	76	279,900	362,000	450,300
	77	280,800	363,800	450,800
	78	281,800	365,500	
	79	282,800	367,200	
	80	283,800	368,800	
	81	284,900	370,300	
	82	286,100	371,800	
	83	287,300	373,300	
	84	288,500	374,700	
	85	289,500	375,800	
	86	290,600	377,200	
	87	291,600	378,600	
	88	292,800	379,900	
	89	293,900	381,200	
	90	295,000	382,500	
	91	296,200	383,700	
	92	297,400	385,000	
	93	297,900	386,300	
	94	298,900	387,400	
	95	300,000	388,700	
	96	301,200	389,900	
	97	302,200	391,300	
	98	303,300	392,300	
	99	304,300	393,400	
	100	305,400	394,400	
	101	306,300	395,300	
	102	307,400	396,300	
	103	308,500	397,400	
	104	309,500	398,500	

再任
用職
員以
外の
職員

105	310,100	399,200		
106	311,000	400,100		
107	311,800	401,000		
108	312,600	401,900		
109	313,500	402,700		
110	313,900	403,600		
111	314,300	404,400		
112	314,800	405,200		
113	315,400	405,800		
114	315,800	406,500		
115	316,300	407,200		
116	316,800	407,900		
117	317,400	408,500		
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		
145	326,500	416,200		
146	326,700			
147	327,000			
148	327,300			
149	327,500			
150	327,700			
151	328,000			
152	328,300			
153	328,500			
再任用職員	234,000	274,300	331,100	415,200

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	164,400	180,200	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	370,000	
	39	232,500	261,900	371,300	
	40	234,200	264,100	372,900	
	41	235,800	266,600	374,000	
	42	237,500	268,900	375,400	
	43	239,100	271,100	376,800	
	44	240,700	273,200	378,300	
	45	242,300	275,300	379,700	
	46	243,800	277,500	381,300	
	47	245,100	279,600	382,900	
	48	246,400	281,500	384,400	
	49	247,500	283,800	385,800	
	50	248,800	285,500	387,300	
	51	250,200	287,400	388,800	
	52	251,300	289,200	390,200	

	53	252,400	290,600	391,400
	54	253,800	292,700	392,700
	55	254,800	294,700	393,800
	56	255,800	296,900	394,900
	57	257,000	298,900	396,300
	58	258,000	301,300	397,500
	59	259,100	303,500	398,700
	60	260,100	306,100	400,000
	61	261,300	308,300	401,200
	62	262,000	310,700	402,200
	63	262,900	313,000	403,600
	64	263,500	315,200	404,900
	65	264,500	317,300	406,100
	66	265,900	319,100	407,200
	67	267,000	320,700	408,400
	68	268,300	322,300	409,500
	69	269,800	324,200	410,500
	70	271,300	326,300	411,700
	71	272,600	328,400	412,900
	72	274,000	330,400	414,100
	73	274,800	332,500	414,700
	74	275,800	334,600	415,500
	75	277,000	336,800	416,200
	76	278,000	339,000	416,700
再任 用職 員以 外の 職員	77	279,200	340,700	417,000
	78	280,200	342,600	417,400
	79	281,400	344,300	417,800
	80	282,300	346,100	418,200
	81	283,500	347,900	418,500
	82	284,300	349,700	418,900
	83	285,300	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000
	89	290,800	360,000	421,300
	90	291,700	361,300	421,600
	91	292,600	362,700	421,900
	92	293,400	364,100	422,100
	93	293,700	365,600	422,300
	94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200		
96	295,900	369,400		
97	296,700	370,400		
98	297,500	371,400		
99	298,300	372,400		
100	299,000	373,400		
101	299,900	374,300		
102	300,400	375,300		
103	300,900	376,300		
104	301,400	377,300		
105	301,600	378,100		
106	302,000	379,000		
107	302,300	379,900		
108	302,500	380,900		

	109	302,700	381,700		
	110	302,900	382,700		
	111	303,200	383,700		
	112	303,500	384,700		
	113	303,700	385,300		
	114	303,900	386,200		
	115	304,100	387,100		
	116	304,400	388,000		
	117	304,700	388,800		
	118	305,000	389,500		
	119	305,300	390,300		
	120	305,600	391,100		
	121	305,800	391,700		
	122	306,000	392,500		
	123	306,200	393,200		
	124	306,500	393,900		
	125	306,800	394,500		
	126		395,200		
	127		395,700		
	128		396,300		
	129		397,000		
	130		397,600		
	131		398,100		
	132		398,600		
	133		398,900		
	134		399,200		
	135		399,500		
	136		399,800		
	137		400,100		
	138		400,400		
	139		400,700		
	140		401,000		
	141		401,300		
	142		401,600		
	143		401,900		
	144		402,200		
	145		402,400		
	146		402,700		
	147		403,000		
	148		403,200		
	149		403,400		
	150		403,700		
	151		404,000		
	152		404,200		
	153		404,400		
	154		404,700		
	155		405,000		
	156		405,200		
	157		405,400		
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考

- この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000

	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
	55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
	56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
	57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
	58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
	59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
再任用職員以外の職員	60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	264,500	318,600	388,600		
	75	265,700	319,700	389,200		
	76	266,700	320,800	389,900		
	77	267,700	321,900	390,600		
	78	268,800	322,900	391,200		
	79	270,000	323,800	391,800		
	80	270,900	324,700	392,400		
	81	272,100	325,800	393,000		
	82	273,300	326,600	393,600		
	83	274,500	327,300	394,200		
	84	275,500	328,100	394,800		

	85	276,600	328,600	395,300		
	86	277,600	329,100	395,800		
	87	278,700	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		
	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	
	28	344,700	410,600	463,700	526,600	
	29	347,100	412,900	465,800	528,200	
	30	348,900	415,000	468,100	530,000	
	31	350,700	417,000	470,400	531,800	
	32	352,700	419,100	472,600	533,600	
	33	354,900	421,000	474,600	535,200	
	34	357,200	422,800	476,700	537,000	
	35	359,300	424,600	478,800	538,700	
	36	361,600	426,600	480,900	540,500	
	37	363,700	428,500	483,000	542,100	
	38	366,100	430,500	484,800	543,700	
	39	368,300	432,400	486,600	545,100	
	40	370,300	434,400	488,400	546,700	

	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
再任職員以外の職員	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		

	85		480,400	537,600		
	86		481,000	538,500		
	87		481,400	539,400		
	88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院、厚生センター等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800

	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
再任 用職 員以 外の 職員	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		

77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300	387,900		
87		289,700	325,600	346,600	388,300		
88		289,900	326,000	346,900	388,700		
89		290,300	326,400	347,300	389,100		
90		290,500	326,800	347,600	389,600		
91		290,700	327,200	348,000	390,000		
92		290,900	327,600	348,300	390,400		
93		291,300	327,900	348,700	390,800		
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、厚生センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、保健師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600

41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		

再任 用職 員以 外の 職員	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200	
	99	285,800	317,900	351,000	368,700	
	100	286,700	318,600	351,400	369,200	
	101	287,500	319,000	351,900	369,800	
	102	288,300	319,600	352,300	370,300	
	103	289,100	320,200	352,800	370,800	
	104	289,900	320,800	353,200	371,200	
	105	290,600	321,200	353,500	371,800	
	106	291,100	321,700	354,000	372,300	
	107	291,600	322,200	354,400	372,800	
	108	292,100	322,700	354,700	373,300	
	109	292,300	323,100	355,200	373,900	
	110	292,600	323,500	355,700	374,300	
	111	292,800	323,800	356,200	374,800	
	112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				

129	298,400	329,100						
130	298,700	329,300						
131	299,100	329,700						
132	299,500	329,900						
133	299,700	330,200						
134	300,000	330,600						
135	300,400	331,000						
136	300,700	331,400						
137	300,900	331,700						
138	301,200	332,100						
139	301,600	332,500						
140	301,900	332,900						
141	302,100	333,200						
142	302,500	333,600						
143	302,900	333,900						
144	303,200	334,300						
145	303,400	334,600						
146	303,600	335,000						
147	303,900	335,400						
148	304,300	335,800						
149	304,500	336,100						
150	304,700	336,500						
151	305,000	336,900						
152	305,300	337,300						
153	305,700	337,600						
154	305,900							
155	306,100							
156	306,400							
157	306,700							
158	307,000							
159	307,300							
160	307,600							
161	308,000							
162	308,300							
163	308,600							
164	308,900							
165	309,300							
166	309,600							
167	309,900							
168	310,200							
169	310,600							
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600	

備考 この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	332,000
2	367,000
3	394,000

別記第3

第7条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000